

平成29年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 平成29年10月13日（金）10：00～12：00
- 2 場 所 南相馬市情報交流センター 大会議室（南相馬市）
- 3 出席者 伊澤町長、金田副町長、舘下教育長、武内総括参事、平岩復興推進課長、猪狩建設課長、松本住民生活課長、橋本健康福祉課長、志賀公夫生活支援課長、板倉秘書広報課長
- 4 町民出席者 17人

5 町長あいさつ概要

9月15日に帰還困難区域の復興に向けた「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」が内閣総理大臣の認定を受け、双葉町でも除染・解体・インフラ復旧等、復興に向けた動きが本格化する。一日も早い帰還環境の整備に向け、計画に基づく取り組みを早期かつ確実に進めていく。世代を超えて住みたいと思える魅力ある良好な生活環境の創出につなげていきたい。

○町内復興の取り組みについて

- 1) 中野地区復興産業拠点は、今年3月の都市計画決定後、地権者の方々に用地の協力をお願いし、町として事業の詳細を詰め、7月21日に福島県から事業認可を取得した。まずは働く拠点を整備し、町内の昼間人口の拡大を図ることにより、小売、飲食、その他民間の立地を誘発し、町復興のさきがけとしたい。今後、整備事業の着実な推進を図るため、独立行政法人都市再生機構を活用し、今年度における工事着手、平成30年度における一部供用開始に向け整備を進め、町内事業者の事業再開に向けた立地支援と企業誘致にも取り組んでいく。
- 2) 東日本大震災の大津波により壊滅的な被害を受けた海岸堤防の災害復旧工事が福島県により工事が進められており、平成30年度の完成を目指していたが、2つの工区のうち双葉中浜工区については、平成31年度完成予定となる見通し。
- 3) 海岸防災林については、平成32年度の完成を目指し、クロマツ、アカマツ等を植栽する計画。
- 4) 復興祈念公園については、本年5月に福島県により都市計画決定され、今年7月に「福島県における復興祈念公園基本構想」が策定された。今後は、基本計画が平成30年度中に策定される予定。
- 5) 寺沢地区に設置される復興ICについては、今年6月に着工式が行われ、工事が進められている。平成31年度末に完成予定。
- 6) 復興まちづくり計画(第二次)に記載された施策を具現化させる取り組みとしては、9月5日に、平成29年度第一回復興町民委員会を開催。今年度は、施策のさらなる具現化を進め、年度末に予定している実施計画の改定に反映していく。また役場職員の検討組織として復興まちづくりワーキンググループをつくり、議論を進めている。

○中間貯蔵施設について

- 1) 県内で発生した除染廃棄物の昨年度末までの実績は、町内に確保した保管場へ約10万m³が搬入され、今年度については、9月26日までの実績が約9万9千m³。搬入元については、平成27年度は県北、県中、浜通りの20市町村から、平成28年度以降は、県北地方、双葉町以北の浜通りの15市町村となっている。
- 2) 用地の契約件数は、9月末時点で、中間貯蔵建設用地全体で、契約者が1,139人(48.3%)、契約済面積が約624ha(39%)である。今後も環境省に対して地権者への丁寧な説明を引き続き強く求めていく。

○生活サポート補助金について

町民の皆さんが10年間の経済負担を少しでも軽減できるよう運用する「中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金」いわゆる「生活サポート補助金」が昨年度から事業を開始し、9月末の平成28年度受給率は66.3%となっている。引き続き受給漏れのないように対応策を講じていく。

○復興公営住宅について

福島県が整備を進めているいわき市勿来酒井地区に建設中の復興公営住宅は、現在、集合住宅の建築工事が進められている。木造戸建て住宅についても10月中旬、工事に着手する予定。今後も平成29年度のできるかぎり早期の入居が可能となるように県に強く働きかけていく。

○医療費の一部負担等の免除、高速道路通行料金について

現在、無料措置が実行されているが、高速道路通行料金については、平成32年3月31日まで無料措置の延長の方針が示され、利便性の向上のため「ふるさと帰還通行カード」を導入した方法に変わるとの報告を受けている。詳細が決まったら、町民の皆さんにお知らせする。医療費の一部負担等の免除についても引き続き継続されるよう国、及び関係機関に働きかけていく。

6 町からのお知らせ

- (1) 町立学校の状況等について(舘下教育長)
- (2) 双葉町復興まちづくり計画(第二次)、特定復興再生拠点区域復興再生計画、平成29年度住民意向調査について(平岩復興推進課長)
- (3) 中間貯蔵施設計画地内町有地の取り扱いについて(猪狩建設課長)
- (4) 町共同墓地について(松本住民生活課長)

7 懇談概要

(町民：男性)

エリア外の地区の除染はどうなっているのか。

(伊澤町長)

表の青い線で囲った所が特定復興再生拠点として国に申請を出して、9月に認定を受けたエリアになる。このエリアの除染・インフラ整備などが5年以内に来たとするならば、このエリアをもっと広げる構想をもっている。除染に関しても、このエリアを中心に

町の除染をしていないエリアに継続的に広げていくと考えている。

(町民：男性)

復興再生拠点計画は、土地の所有権を残してやるのか、土地を買収してやるのか。

(伊澤町長)

新市街地ゾーンに関しては、都市計画を決定してあくまでも地権者の皆さまからのご理解を得られたならば、町として土地を取得したい。面積に関しては、ご理解がないなかで土地を強制的に買うことは考えていないので、地権者の皆さまのご協力によって、大きさは多少変更することになる。

(町民：男性)

生活サポート補助金は10年間という事だが、全て国からの交付金を当てているのか。

(伊澤町長)

生活サポート補助金は、震災当時双葉町に住民票があった方に1人10万円を10年間支給するというものである。ご指摘のあった850億というのは、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金で大熊町と双葉町に直接支給された交付金である。皆さんに誤解のないようをお願いしたいが、交付金を現金で分配することは、制度上できません。今回、国の特例によって「生活サポート補助金」として現金給付ではなく、交通費・受講料または県内産品を購入費用として領収書等により10万円までは補助しますという制度になっている。

(町民：男性)

申請方法ですが、県内産表示がある領収書じゃないとだめだという規定があるが、食料品などはその買った地域のスーパー等のレシートで認めていただけないか。

(松本住民生活課長)

福島県内産とわかる領収書をいただきたい。

(町民：男性)

県内産と書いてあるので1年分は大変である。

(松本住民生活課長)

平成28年度は、県内産品で5万円以内ということなので、その他の交通費、携帯電話料金などで活用していただきたい。平成29年度は、全額県内産品でも良いことに変更になり、一緒に送られたカタログで贈り物や自分で消費しても構わないということなので、利用していただきたい。

(町民：男性)

中間貯蔵のエリア内に住んでいたのが買収か地上権設定だが、前にお願ひしていた税金件についての見通しはどうか。

(伊澤町長)

地上権設定と売却では税金が多少変わってくる場所もあるが、公共事業なので5000万円控除となる。5000万円を超える額に関しては、税金がかかる。ですが、名義を奥様と2人とした場合、それぞれ5000万円控除になります。それ以上になると難しい。

(町民：男性)

契約から2年間は移転経費としてみてくれるというが、私達は震災直後から避難させられ6~7年が経過している。だいたいの人が新しい家を取得しているわけで、震災後に買った土地や建物を見てもらえないと納得が出来ない。住む家を追い出されたことを考えて町で交渉してもらいたい。

(武内総括参事)

避難先で代替的な土地・建物を買ったということで、その費用を見てくれないかという事があったが、契約後の期間があるので非常に難しい部分がある。なお、環境省にはこのようなご意見があったことを伝える。

(町民：女性)

中間貯蔵施設予定地や町の代替地に入っている人は、町や国から対応があると思うが、入っていない帰還困難区域の人への対応はどうなっているのか。

(伊澤町長)

すべてを買うわけではなく意向調査を行い、町へ戻る人数を把握してから用途目的を持って取得する事になるので、面積に関して言及しなかったことはご理解頂きたい。双葉町に戻らないので売買とか賃借にしたいという希望はわかるが、今の整備の仕方として基本的に、これ以上のものを町で取得する計画は今のところない。今後、他に土地を取得しなければならないような計画が出れば当然お願いすることになるが、今は特定復興再生拠点のエリアを5年間で全力でやっていきたい。町民の皆さまの帰町帰還の状況によって柔軟に対応しなければならないと考える。

(町民：女性)

エリア外の帰還困難区域の町民は宙ぶらりんという事か。

(伊澤町長)

特定復興再生拠点の整備が進めば、このエリア以外にも順次広げていく考えである。国も、我々も経験したことがないことをやるわけなので、いろいろ不備が出てくると思っている。しかし、その時その時に協議をして柔軟に対応していきたい。

(町民：女性)

具体的に何年とは言えないのか。

(伊澤町長)

具体的に除染して解体を含め全部整備できるまでデータとしてはないが、国も法律で決めた以上、具体的な数値を出さないと出来ないのでは、5年を目途にという言い方である。

「5年を目途に」なので、5年より先になるかもしれないし、手前になるかもしれないという意味合いだと思っている。一方では双葉駅周辺に関しては2年後に常磐線が全線開通する。全線開通するときに停車駅にならないようでは、全線開通の意味がないので、双葉駅舎の周辺は避難指示解除が出来るような整備をしている。それ以外の土地の皆さんはどのようになるのか予想が難しい。その変化に柔軟な対応をするしかないということでご理解をいただきたい。

(町民：女性)

帰還困難区域の立ち入りを、個人カード等でスムーズに入れるようにならないか。

(伊澤町長)

高速道路の無料化が平成 32 年まで延長になっている。この件とうまく合わせて、ひとつのもので双葉町の立ち入りと、高速道路無料のパスに使えるか、交渉している。できればそのような形にしたいが、高速道路無料化と別にとわれれば「町民パス」みたいな形で作りたいたいと思っている。

(町民：女性)

郡山のお墓はあのままずっと置くことができるのか。

(伊澤町長)

郡山行政区の要望であると国には話しているし、残す方向で考えている。ただ、移転したいという方は可能とし、残したい方は残っていただいても構わないようになっている。

(町民：男性)

中間貯蔵施設エリアを設定するときに役場庁舎は残してあるが、何か要望したのか。

(伊澤町長)

私の方で要望したことはない。国が線引きをして我々に示した。この件に関しても、町が復興していく上で職員をあそこの庁舎に戻すのか、別なところに移転させたほうがいいのか、町民の皆さまのご意見もいただきたい。

(町民：男性)

自宅の解体の際に災証明で認定された損壊レベルで解体費用が変わってくるが、今持っている災証明書は前町長の時の物で、「長期間居住不能」となっている。それに伴い、今、実施している被害調査では、どこまで鑑定できるか、平成 23 年度の時と違ったもので、被害の評価により個人負担があるが、どう考えるか。

(伊澤町長)

目で見て判断できない部分に関しては、復興大臣に見てもらっている。実際の損壊具合が外見ではわからないことも国に訴えているところであり、約束はできないが、所有者の希望に沿った形にしてもらうよう申し入れしていく。

(町民：男性)

帰還困難区域に関しては 6 年以上帰還できない場合、全損扱いになると新聞報道されているから、災証明書は必要ないのではないか。

(伊澤町長)

基本となる災証明書はどの町村も同じ判断基準でクラス分けされる。生活再建支援金などは全国一律で自然災害だけを見るものとなっている。ただ、環境省とのやり取りで、解体に関しては判断基準を引き上げてもらうように動いている。

(町民：男性)

災害で更地に解体した場合でも、建物がない宅地扱いとして増税となるのか。

(武内総括参事)

町の課税権なので、震災以降課税していないが、帰還できるようになったときに判断することになる。

(町民：女性)

以前、復興公営住宅上町団地に双葉町の集会所ができて、公民館のような使い方が出来ると聞いていたが、他町の入居者もいることから、双葉の婦人会では使えない。

(伊澤町長)

他の市町村民が入居している復興公営団地の集会所に関しては、双葉町だけの使用という事は出来ない。その他の案として、借上げの集会所として場所の提案をしていただければ対応可能であるので、生活支援課へ相談してほしい。

(町民：男性)

以前の懇談会時に南相馬地区に出張所をつくるという話があり、連絡所が開設されたが、書類申請時不便である。書類を取り寄せるなどの機能を持たせた出張所にならないか。

(伊澤町長)

正規職員常駐として、埼玉と郡山に支所があるが、いわき事務所も職員数が限られているため難しいところである。週の何日か決まった曜日、あるいは希望の曜日等、決められた時間になるが職員を派遣しての対応を検討させていただきたい。

(志賀生活支援課長)

開設当時、職員の数も少なく常駐は難しいという事で、つくば連絡所と同じように書類を一旦預かる方法でやることになった経緯がある。今後、復興公営住宅への入居など、町民の方が増えることになれば、例えば職員を1名入れるには回線を引かなければならぬなどのこともあり、検討しなければならなくなってくる。

(町民：女性)

特定復興再生拠点エリア外の道路の復旧の計画はどうなっているのか。一時立ち入りで入ると危ないところがある。

(猪狩建設課長)

道路の整備については、危険箇所、陥没箇所などはやっているが拠点内外区別なく復旧整備していきたい。相談していただければ対応できる。

(町民：女性)

この先、双葉へ帰れるか見込みが不明なので土地の相続について悩んでいる。

(伊澤町長)

個人の所有物に関して、町で判断して手出しすることはできない。しかし、町として土地など使えないものに関して皆さんの負担になるようなことにはならないような取り組みをしていきたい。

中間貯蔵施設の町有財産の取扱いに関して、町として将来、土地の返還を求めることが出来るよう、上物の県外搬出を求めることが出来るよう、地上権設定（賃貸）として進めていきたいと思うがよろしいか。皆さんのご意見を伺いたい。

—意見等なし—

この考えに賛同いただければ拍手をお願いしたい。

—拍手多数—

(伊澤町長)

了承いただいたと受け止める。